

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市犯罪被害者等支援施策（案）

2 案件の概要

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援施策の基本事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、平塚市犯罪被害者等支援施策を策定します。

3 募集概要

（1）意見の募集期間

令和6年2月16日（金）～令和6年3月18日（月）

（2）意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、e-kanagawa 電子申請システム

4 実施結果

（1）提出意見数

個人から	3 人	21 件
団体から	1 団体	2 件
合計		23 件

（2）意見内訳

項目	件数 (件)
施策全体	5
1 制度導入の背景	3
2 本市における今後の犯罪被害者等支援施策	4
3 支援施策のイメージ	2
5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）	5
7 人材の育成、啓発活動等	3
その他	1
合計	23

（3）意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの又は意見の趣旨が計画案等に沿ったもの	13
イ：参考	事業・取組を推進する上で参考とするもの	10
ウ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	0
合計		23

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	施策全体	平塚市が条例を施行するに当たって、一人でも多くの被害者が安心して生活できる地域を実現してほしい。	「5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）」の「(1) 目的」では、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを定めています。いただいた御意見をもとに犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組んでまいります。	ア:反映
2	施策全体	平塚市では「犯罪被害者等支援」についてあまり知られていないと感じており、条例化のためには広く市民の理解が必要である。条例化する以前から市民への広報活動が必要ではないか。	市のホームページに犯罪被害者等支援に関するページを開設し情報発信を進めています。また、様々な機会を活用して条例の施行に向けた周知啓発に取り組んでいきます。引き続き、犯罪被害者等に寄り添い、安全安心な地域社会の実現を目指してまいります。	ア:反映
3	施策全体	条例化にあたっての内容は、この問題の専門家、支援団体、有識者、市民等が集まって検討する場が必要ではないか。	条例化に当たり、必要に応じて関係機関や支援団体に個別に聴取を行っています。また、条例制定後も、「5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）」の「(13) 意見の聴取」に記載のとおり、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等や関係機関等から意見を聴き、施策への反映に努めることを定めています。いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考
4	施策全体	支援の実施に当たっては、新しい支援や見舞金の創設だけでなく今ある施策で利用できるものがないか、検討してほしい。	「5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）」の「(7) 支援事業」には、現状で実施している施策の中から犯罪被害者等支援施	ア:反映

			策にも活用可能なものは利用することも含んでおります。	
5	施策全体	県では、令和6年度から県と市町村とのコーディネーターを設置したり、県下一律の見舞金を創設する予定と聞いているので、それらを上手く活用してほしい。	「3 支援施策のイメージ」に記載のとおり、県と連携を図りながら事業に取り組む予定です。いただいた御意見を踏まえ、今後の施策を推進してまいります。	ア:反映
6	1 制度導入の背景 (1) 犯罪被害者等について	一次被害の枠内に記載されている「被害」だけではない。性暴力、いじめ、DV など重大な被害であるため、もう少し記載事項を増やし、「等」を入れるべきではないか。	当該内容は、犯罪に遭われた方に起こる直接的な被害の代表例を記載したものであり、「被害」の内容を限定したものではありませんが、いただいた御意見を踏まえ、施策を周知する際にはより良い表現を検討します。	ア:反映
7	1 制度導入の背景 (1) 犯罪被害者等について	「一次被害」という文言は基本法や条例で記載がなく、あまりなじみのない言葉である。	「二次被害」に対応するものとして「一次被害」という表記を使用しましたが、いただいた御意見を踏まえ、施策を周知する際にはより良い表現を検討します。	ア:反映
8	1 制度導入の背景 (1) 犯罪被害者等について	二次被害の枠内に記載されている内容が、二次被害と犯罪によって起こる問題の両方が記載されているので、分けるべきではないか。	いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考
9	2 本市における今後の犯罪被害者等支援施策 (1) 方向性	方向性で「県がカバーできない支援を行うなど」と記載があるにもかかわらず、(2)で「県の支援を受けることができる被害者支援対象事件に準ずる」と記載されているのは違和感がある。県がカバーできない支援を行うと言うのであれば、全ての犯罪被害者等を対象とすべきではないか。	3 支援施策のイメージに記載のとおり、初期対応として、県では初期支援を行い、市では総合的窓口を担うことを想定しています。「県がカバーできない支援」とは、初期対応後の中長期的な対応として想定している日常生活支援等になります。いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考
10	2 本市における今後の犯罪被害者等支援施策	被害者等からの支援の要請を待たず、市は情報を得た段階で被害者等のところへ出向く「被害	いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考

	(1) 方向性	被害者へのアウトリーチ支援を実施してほしい。		
1 1	2 本市における今後の犯罪被害者等支援施策 (4) 施策内容	アについては、今後支援内容を各方面と協議して決めていくべきものであり、現段階では「等」を入れるべきではないか。	いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考
1 2	2 本市における今後の犯罪被害者等支援施策 (4) 施策内容	ウについて、「被害者の状況」とは何を意味するのか。	「1 制度導入の背景」に記載のとおり、犯罪被害者等が置かれている困難な状況を意味しています。施策を周知する際にはより良い表現を検討します。	ア:反映
1 3	3 支援施策のイメージ	被害発信の受信は「警察」からに限らず、個人からの発信も含めてほしい。	被害発信の受信として犯罪被害者等当事者からの相談も想定しております。支援に際しては、警察や県と連携を図りながら取り組んでまいります。	ア:反映
1 4	3 支援施策のイメージ	中長期的対応として、付き添いや医療費の負担も含めた医療面での支援も検討してほしい。	神奈川県において医療費の一部負担等の支援を実施していることは承知しています。いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考
1 5	5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子 (案) (7) 支援事業	支援事業の内容に家庭でのスマートフォン、パソコン、パソコン関連機器使用に関する注意事項の情報提供を盛り込んでほしい。	平塚市犯罪被害者等支援施策(案)では個別具体的な内容までは記載しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。	イ:参考
1 6	5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子 (案)について (8) 市内に住所を有しない被害者等への支援	市内を訪れた市外在住者に居住地の自治体と連携して支援の手を差し伸べるのは被害者等支援の精神にも添った素晴らしい活動であると思う。	5 (8) に記載のとおり、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力することを定めています。	ア:反映
1 7	5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子 (案)について	民間団体に対し、被害者となった方へ早い対応ができるように相互の情報提供と協力を日	5 (1 1) に記載のとおり、民間支援団体に対し、市が必要な情報の提供その他必要な取組を行うことを定めています。いただいた	ア:反映

	(11) 民間支援団体への情報提供	頃から心がけ、良い関係を築いてほしい。	御意見を踏まえ、今後の施策を推進してまいります。	
18	5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子(案) (13) 意見の聴取	当事者や関係者へのヒアリングを必ずしてほしい。	5(13)に記載のとおり、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等や関係機関等から意見を聴き、施策への反映に努めることを定めています。いただいた御意見を踏まえ、今後の施策を推進してまいります。	ア:反映
19	5 平塚市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)(10)人材の育成、(11)民間支援団体への情報提供、(12)市民等への啓発活動等、(13)意見の聴取	被害当事者やその遺族が被害後も生活するのは地域であることから、被害当事者の支援員は平塚市内在住の方で、経験者、もしくは人権や被害後に伴う当事者や遺族の心身のケアに当たった方が良いと思う。	被害者支援については、関係機関と連携して取り組んでまいります。いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。	イ:参考
20	7 人材の育成、啓発活動等	市民の代表である市議会議員に対しても研修会等で勉強してほしい。	「7人材の育成、啓発活動等」に記載のとおり、広く啓発活動に取り組んでまいります。	ア:反映
21	7 人材の育成、啓発活動等 (1) 人材の育成	市職員については、担当者だけでなく、全ての職員に対して犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解できるように研修等必要な施策を実施してほしい。	7(1)に記載のとおり、市役所組織内における犯罪被害者等の心情に寄り添うことのできる人材の育成に取り組む予定です。また、県が作成した「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を庁内で共有し、適切に対応できるよう努めています。いただいた御意見を踏まえ、今後の施策を推進してまいります。	ア:反映
22	7 人材の育成、啓発活動等 (2) 市民等への啓発活動	子どものころから理解を深めていくことが将来のより良い社会をつくることにつながると考えるため、小中学生への啓発や学習もお願いしたい。	平塚市人権施策推進指針において、人権感覚を身につけるための人権教育を推進する旨を定めています。いただいた御意見について	イ:参考

			ては、今後の施策の参考にさせていただきます。	
23	その他	近隣事業所の警備員の対応が良くない。警察の対応も良くない。	平塚市犯罪被害者等支援施策（案）では個別具体的な内容までは記載しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。	イ:参考

＜お問い合わせ先＞

平塚市市民部人権・男女共同参画課

電話：0463-21-9861

電子メール：danjo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

結果公表日
令和6年5月24日（金）